

倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

倉敷市 環境局  
資源循環部 環境施設課

## 1. 趣旨

本業務は、倉敷西部清掃施設組合清掃工場（ごみ焼却施設）及び旧玉島環境センター（ごみ焼却施設跡地）の解体工事の事業者を選定するための発注支援業務であり、限られた期間に遅滞なく事業者の選定を行う必要があり、受託者には廃棄物関係のプラント設備だけでなく、土木、建築、土壌汚染、有害物質の除染等の総合的な技術と知識が要求されるため「公募型プロポーザル方式」により受託者を選定することとする。

## 2. 公募型プロポーザルに付する事項

### (1) 業務委託名

倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託

(2) 実施場所 倉敷西部清掃施設組合清掃工場：倉敷市玉島道越888-1 地内

旧玉島環境センター：浅口市金光町八重317 地内

(3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容 別添仕様書参照

(5) 委託料 本業務の委託料の上限額は10,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。そのうち、令和7年度の支払い限度額は7,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

(6) 支払い条件 年度毎の部分払いとし、支払いは成果物の検収をもって行うものとする。

## 3. 受託者選定の日程

「**別紙1**」倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託に係る受託者選定の日程表」（以下「日程表」という）のとおりとする。

## 4. 技術提案に対しての参考資料の閲覧及び貸出し

参加希望者は、倉敷西部清掃施設組合清掃工場及び旧玉島環境センターの、図面等の閲覧及び借用を受けることができる。

閲覧及び借用できる場所、期限及び時間は下記のとおり。

(1) 場所 : 倉敷市西中新田640番地 倉敷市環境施設課

(2) 期限 : 日程表の「技術提案書の提出期限」まで

(3) 時間 : 8時30分～12時00分、13時00分～17時00分

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

なお、閲覧及び借用する者は前日までに環境施設課の職員に、その旨の申出を行うこと。

## 5. 参加申込

参加希望者は「(様式1) 参加申込書兼誓約書」を、日程表の「参加申込書兼誓約書の提出期限」までに、下記の連絡先まで持参又は郵送にて提出する。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までとし、郵送の場合は書留郵便で、参加申込書兼誓約書の提出期限までに必着とする。

なお、提出部数は1部とする。

連絡先

倉敷市環境施設課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話 : 086-426-3381

担当 : 真野、林

E-mail : [efac-ssk@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:efac-ssk@city.kurashiki.okayama.jp)

注) E-mail の送受信容量は3MB未満であること。

(以下「連絡先」とする。)

## 6. 質問の受付方法及び回答方法

本要項(参加資格に関するものを除く)及び仕様書に関する質問がある場合は、日程表の「質問書の提出期限」までに「(様式5) 質問書」のMicrosoft Excelの電子データをE-mailで提出し、E-mail送信後に、環境施設課の担当に電話にてその旨を連絡すること。

質問書には、担当者の連絡先(会社名、氏名、電話番号、E-Mail)を記載すること。

質問の回答は「(様式1) 参加申込書兼誓約書」を提出した者に対して、日程表の「質問の回答期限」までに質問がない場合も含めてE-Mailで通知する。

万一、参加申込書兼誓約書を提出した者で、質問の回答期限までに通知がない場合は、連絡先へ問い合わせること。なお、回答内容に対する異議は認めないものとする。

## 7. 参加資格

公募型プロポーザルの参加資格は、日程表の「参加申込書兼誓約書の提出期限」の日において以下の要件を全て満たすものとする。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に以下の参加要件を一つでも満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3) 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱(平成13年倉敷市告示第276号)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱(平成元年倉敷市告示第208号)に基づく令和7年度の入札参加資格を有する者であること。
- (7) 地方公共団体における、ごみ焼却処理施設の解体工事または新築工事に係る発注支援業務及びそれと同等とみなされる業務について、平成27年4月1日以降に1件以上を元請けとして受託し、完了させている実績を有する者であること。
- (8) 次の技術者をそれぞれ配置できること(募集要項の公表日現在において3か月以上の雇用関係にある者に限る。)。なお、管理技術者は、主任技術者を兼ねることはできないものとする。

### ① 管理技術者

技術士(衛生工学部門(廃棄物・資源循環)又は総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物・資源循環))の資格を有する者を配置できること。また、管理技術者は(7)に定める業務実績を有していること。なお、管理技術者は、主たる会議(打ち合わせのほか、各種委員会、住民説明会等を含む。)に出席し、契約の履行に関し、業務の管理及び統

括を行うものとする。

## ② 主任技術者

下記に示す業務分野ごとに廃棄物処理施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を持つ者を配置できること。なお、主任技術者は、管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとし、各業務分野の主任技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。

- ・ 廃棄物処理施設関係
- ・ 建築関係

(9) 本業務の実施においては、主たる業務の再委託及び共同企業体による遂行は認めない。

## 8. 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は指定しないが、A4判製本（フラットファイル綴）とし、正本の表紙にのみ「倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託についての技術提案書」及び「事業者名」を記載したうえ、倉敷市に登録した印を押印すること。副本には「事業者名」は記載しないこと。

技術提案書には、次の内容を記すものとし、そのうち「業務計画」及び「業務に係る提案」についてはA4サイズで合計10頁以内とすること。A3サイズの場合は、A4サイズ2頁とみなす。

なお、技術提案書の頁数が採点に影響することはない。

### (1) 事業者概要

事業者名、設立年月日、資本金、年商（過去3年）、組織図、専門分野別の技術職員、資格者等の状況、その他の項目を記載する。

(2) 以下の業務について、平成27年4月1日以降に元請けとして受託し、完了した業務を「(様式2) 参加者実績調書」に記載する。

ただし、完了した業務が5件以上ある場合は5件記載する。

- ① 地方公共団体における、ごみ焼却処理施設の解体工事に係る発注支援業務及びそれと同等とみなされる業務。
- ② 地方公共団体における、ごみ焼却処理施設の新築工事に係る発注支援業務及びそれと同等とみなされる業務。

(3) 業務の実施体制

本業務についての管理技術者、主任技術者その他必要な専門の担当者の情報を「(様式3) 業務実施体制調書」「(様式4) 配置予定者の類似業務の実績調書」に記載する。

(4) 業務計画

本業務に関する施行計画を記載する。

(5) 業務に係る提案

別紙仕様書を基本とし、以下の内容について、分かりやすい提案を行う。

- ① 業務全般の実施方針、実施手法のほか、課題抽出とその対応案。
- ② 本解体工事の事業者選定時の評価基準作成にあたり、評価すべきと考える内容とその理由、及びより良い提案を引き出す方法・工夫。

(6) 業務に係る必要経費

業務項目ごとに内訳を記載する。

9. 技術提案書の提出

(1) 技術提案書は日程表の「技術提案書の提出期限」までに、持参又は郵送にて提出する。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までとし、郵送の場合は書留郵便で、技術提案書の提出期限までに必着とする。

(2) 提出する技術提案書は1者1案とする。

(3) 提出部数は15部(正本1部、副本14部)とする。

10. 技術提案ヒアリングの実施

(1) 原則として技術提案書提出者に技術提案ヒアリングを実施する。

(2) 参加者が5者を超える場合は、技術提案ヒアリング前に技術提案書による1次評価(書類審査)を実施し、技術提案ヒアリング対象者は原則5者以内とする。

(3) 技術提案ヒアリングの実施日時、場所、実施方法等は別途通知する。

(4) 技術提案ヒアリングの時間は、1参加者あたり10分間程度の質疑応答を含め30分間程度とする。なお、出席者は管理技術者を含み3名以内とし、原則として説明及び回答は管理技術者が行うものとする。

## 1 1. 評価方法及び受託候補者特定

### (1) 評価基準

「別紙2」倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託に係る受託者選定の評価基準表」のとおり。

(2) 評価は倉敷市一般廃棄物処理施設委託業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という）にて行う。

(3) 評価委員会の評価により受託候補者を特定し、受託候補者と業務委託の仕様書等について協議を行ったうえで、本業務の見積りを徴集し、技術提案書における必要経費の額及び予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。ただし、業務委託契約に関して合意に至らなかった場合は、次点の参加者を受託候補者に特定し、上記と同様の手続を経たうえで、業務委託契約を締結する。

(4) 結果は、倉敷市環境施設課のホームページへの掲載により公表する。参加者は、評価内容に関する問合せをすることはできない。

## 1 2. 無効（失格）となる技術提案

(1) 参加申込書が本要項に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

(2) 技術提案書が本要項に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

(3) 技術提案の内容に虚偽がある場合

(4) 参加申込者が理由なく技術提案ヒアリングに出席しない場合

(5) 評価委員会において、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 1 3. その他

(1) 技術提案書等の作成、技術提案ヒアリングへの出席など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。

(2) 技術提案書等は、原則として返却しない。

(3) 提出された技術提案書等は、受託者を選定する目的以外には使用しない。

(4) 技術提案書の差替え及び再提出は原則、認めない。

(5) 原則として、技術提案書提出後における管理技術者等の変更を認めない。

(6) 技術提案書について、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）の規定に基

づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示できるものとする。(ただし、受託候補者を特定するまでは開示しない)

(7) 現時点での「倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事」の発注・契約のスケジュールは以下のように予定している。

- ・ 入札公告                      令和8年9月
- ・ 技術資料受付                令和8年12月
- ・ 落札者決定、公表          令和9年3月
- ・ 仮契約の締結                令和9年3月
- ・ 契約議案の提出              令和9年6月

#### 14. 添付ファイル

- (1) 倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託仕様書
- (2) **別紙1** 倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託に係る受託者選定の日程表
- (3) **別紙2** 倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託に係る受託者選定の評価基準表
- (4) (様式1) 参加申込書兼誓約書
- (5) (様式2) 参加者実績調書
- (6) (様式3) 業務実施体制調書
- (7) (様式4) 配置予定者の類似業務の実績調書
- (8) (様式5) 質問書
- (9) 倉敷西部清掃施設組合清掃工場ほか解体工事発注支援業務委託仕様書